至誠館大学附属図書館管理運営規程

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規程は、至誠館大学(以下「本学」という。)学則第48条第2項の規定に基づき、至誠館大学附属図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 図書館は、萩市民等に公開することができる。公開に関する規程は、別に定める。
- 3 図書館は、図書及びその他の資料(以下「図書」という。)を収集・管理し、本学の 職員及び学生の利用に供して、大学の使命達成に寄与するものとする。

(寄託図書)

- 第2条 附属図書館長(以下「館長」という。)は、寄託希望図書を受け入れることができる。
- 2 寄託図書は、寄託者から特に指定されない限り他の図書と同一の取り扱いをする。 (開館時間)
- 第3条 図書館の開館時間は、平日午前8時45分から午後5時30分までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、館長は必要に応じて開館時間を変更することができる。 (休館日)
- 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 本学の創立記念日
 - (4) 12月25日から翌年1月5日まで
 - (5) その他館長が特に必要と認めた日又は期間

(利用者の範囲)

- 第5条 図書館を利用できるものは、次のとおりとする。
 - (1) 本学の学生
 - (2) 本学の職員(非常勤講師を含む。)
 - (3) 本学の名誉教授
 - (4) 本学の科目等履修生、特別聴講学生及び委託生
 - (5) その他館長が許可した者

(利用登録)

- 第6条 館長は、前条第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる者で、図書館の利用に関し必要な事項を登録した者又は前条第5号に掲げる者(以下「利用者」という。)に対し、図書館利用カード(以下「利用カード」という。ただし、前条第5号に該当する者にあっては利用許可証)を交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学学生については、学生証の交付をもって図書館の利用

に関し必要な事項を登録したものとみなし、当該学生証を利用カードに代える。

(利用内容)

- 第7条 利用カードの交付を受けた者は、次に掲げる事項について利用することができる。
 - (1) 図書の利用

館内利用及び館外利用

- (2) 図書の特別利用
- (3) 図書以外の利用

参考調査、相互利用、文献複写及び施設の利用

第2章 館内利用

(心得)

- 第8条 利用者は、図書の館内利用に当たっては、利用カード又は利用許可証を提示し又は提出しなければならない。
- 2 図書の閲覧は、館内所定の場所において行い、静粛を保ち、みだりに秩序を乱しあるいは音読、談話、喫煙など他人の妨げとなることをしてはならない。
- 3 利用中の図書、及び器物を亡失、毀損又は汚損してはならない。
- 4 前各項に掲げるもののほか館内閲覧に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

(閲覧冊数)

- 第9条 館内の所定の場所において閲覧できる図書は、同時に3冊以内とする。
- 2 図書を館内で利用したときは、利用済みの図書は配架を確認して書架に戻すものとする。

第3章 館外利用

(館外利用冊数及び期間)

- 第10条 利用者が館外に帯出して利用できる図書の冊数及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 教育職員
 - 30冊以內 単行書 180日以內 雑誌3日以內
 - (2) 名誉教授及び非常勤講師
 - 10冊以內 単行書 30日以內 雑誌3日以內
 - (3) 職員(除く教育職員)
 - 3冊以內 単行書 30日以內 雑誌3日以內
 - (4) 学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生を含む。) 5 冊以内 単行書 1 5 日以内 雑誌 3 日以内
 - (5) その他館長が許可した者

2冊以內 単行書 15日以內

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、利用者に対し館外利用の停止

並びに冊数及び期間の変更をすることができる。

- 3 休業期間中、学生に対し、特に必要があるときは、期間を越えて利用することができる。
- 4 利用者は、館外利用の図書を返却期限を越えて利用したいときは、当該利用者の申し出に基づき、前第1項に定める期間館外利用の期間を延長することができる。ただし、既に返却期限の過ぎている図書又は利用が予約されている図書若しくは運用上支障のある図書は、その期限を延長することができない。

(館外利用禁止図書)

- 第11条 次の各号に掲げる図書は、館外に帯出して利用することができない。ただし、 館長が特に必要と認め許可があった場合は、これを利用することができる。
 - (1) 貴重図書
 - (2) 古記録及び古文書類
 - (3) 基本参考図書
 - (4) 新着雑誌
 - (5) 視聴覚資料
 - (6) その他館長が指定した図書

(館外利用手続き)

- 第12条 利用者は、館外利用をしようとする図書に利用カードを添えてカウンターの係 員に提出の上、手続きをうける。
- 2 館外利用をした図書を返却しようとする場合は、当該図書をカウンターの係員に提出する。

(館外利用図書の返納義務)

- 第13条 図書を館外利用している者は、貸し出し期限までに返却しなければならない。
- 2 次に掲げる場合は、貸し出し期限内であっても返却しなければならない。
 - (1) 職員が留学、休職転出又は退職したとき
 - (2) 学生が卒業し、退学若しくは休学又は除籍の処分をうけたとき

(図書の利用に関わる遵守事項)

第14条 利用者は、館外利用の図書について、責任をもって保管するものとし、他へ転貸しないこと。

第4章 図書の特別利用

(研究室貸し出し)

- 第15条 本学の教育職員は、次の各号に掲げる図書を第10条に定める館外利用とは別に、 研究室に帯出し、長期間にわたって特別に利用することができる。(以下この利用を「研 究室貸し出し」という。)
 - (1) 当該研究室等の予算により購入した図書

- (2) 当該教育職員又は当該研究室等の科学研究費補助金により購入した図書、並びにこれと同じ事例による本学以外の経費をもって購入した図書
- (3) 当該研究室あてに寄付された図書

(研究室貸し出しに係る遵守事項)

- 第16条 研究室貸し出しの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 図書は、責任を持って保管し、利用すること
 - (2) 退職等によって本学教員としての身分を失うときは、図書を返却すること
 - (3) 館長が必要と認めるときは、図書の調査又は一時返却に応ずること
 - (4) 利用済みの図書は、速やかに返却すること

第5章 図書以外の利用

(参考調査)

- 第17条 利用者は、次の各号に掲げる事項について参考調査等の依頼をすることができる。
 - (1) 文献の所在調査及び利用案内
 - (2) 文献及び学術調査に関する調査並びに検索方法
 - (3) 特定事項に関する調査
 - (4) その他図書及び図書館の利用に関する事項

(相互利用)

- 第18条 館長は、相互に協力が可能な他機関との間で、次の各号に掲げる事項について相 互に利用を図ることができる。
 - (1) 閲覧依頼
 - (2) 図書の相互貸借
 - (3) 文献複写

(図書の相互貸借)

- 第19条 他大学図書館等から図書の館外利用の申し出があった場合において、館長は本学の研究教育に支障がないと認めたときは、これを許可することができる。
- 2 他大学図書館等が所蔵する資料を借り受けようとする者は、所定の様式によりその旨を館長に申し出るものとする。
- 3 前2項の規定により要する経費は、利用者が負担するものとする。

(複写の利用)

- 第20条 利用者は、所定の手続きを経て図書の複写を申し込むことができる。図書を複写するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 学術研究又は学習を目的とするものであること
 - (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に違反しないこと

(著作権に関する責任)

第21条 複写により当該図書に関して著作権法上の問題が生じた場合、すべて複写の申

し込みをした者がその責任を負うものとする。

(視聴覚室の利用)

- 第22条 利用者は、視聴覚室を利用しようとするときは、カウンターの係員に申し出て 手続きをうける。
- 2 視聴覚室の機器の操作は、利用者が行うものとする。
- 3 利用者は、視聴覚室を利用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1)機器の操作は、備え付けの操作書に従って丁寧に取り扱い、機器等に損傷等が生じた場合は、直ちにカウンターの係員に申し出ること
 - (2) 利用後は、機器等の状態を原状に復すること
 - (3) その他、係員の指示に従うこと

第6章 図書委員会

(目的)

- 第23条 図書館の運営に関する重要な事項を審議するため、図書館に図書委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 図書委員会に関し必要な事項は別に定める。

第7章 雑則

(秩序の維持)

- 第24条 館長は、図書等を館外利用した者が、貸し出し期限日又は館長から返却を求められた日以降においても返却しない場合は、以後の館外貸し出しを一時停止又は禁止することができる。
- 2 図書等を紛失し又は汚損した者は、当該図書と同一図書等を別途入手して返還に充て なければならない。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、館長が 別に定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成19年 4月 1日(制定)

改正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)

平成31年 4月 1日 (第2回改正)